

生徒派遣に関する規程

(目的)

策1条 この規程は、本校の教育活動を活発にして教育効果を上げ、併せて生徒派遣費の公正と効率的運用を図ると共に、派遣費の支出の適正及び父母の負担軽減に努め、県内及び県外等で行われる体育的・文化的・生産的な諸行事への生徒派遣に関し必要な事項を定める。

(派遣費)

第2条 教育的諸行事へ生徒を派遣するための資金は、父母からの徴収する生徒派遣費（生徒一人当たり11,000円）及び寄付金・その他の収入をもって充てる。

(生徒派遣委員会の構成)

第3条 生徒派遣委員会の委員は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員 教頭・事務長・教務主任・生徒指導主任・高体連担当・高文連担当・1学年主任・2学年主任・3学年主任・関係（引率）職員
- (2) 委員長 教頭があたる。

(生徒派遣委員会の職務)

第4条 生徒派遣委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 本規程の運用に関する事項
- (2) 本派遣費予算に関する事項
- (3) その他生徒派遣に関する事項

(生徒派遣委員会の開催)

第5条 生徒派遣委員会は必要に応じて委員長が召集するものとする。

2 関係（引率）職員は関係書類を作成し、事前に委員長に協議の上、委員会に諮る。

(生徒派遣資格)

第6条 学校代表として派遣される生徒は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 様式第1号により保護者の承認を受けた者
- (2) 健康状態が良好の者（医師の診断の結果、不相当と認められた者は除く）
- (3) 学業成績が良好である者（過年度及び前学期の学習成績が34点以下の科目が4科目以上ある者は除く）
- (4) 性行及び勤怠状況が良好である者（懲戒指導中の者、出席状況、授業態度、学校内外での品行の悪い者は除く）
- (5) 校納金が納入済みの者
- (6) 派遣承認後、派遣当日までに該当生徒が上記の条件に抵触した場合、派遣承認を取り消す。

(生徒派遣費対象)

第7条 派遣費の対象となる対外競技は、次の各号に掲げる団体が「主催・共催」する事項とする。

- (1) 本校が加盟する高体連・高野連・高文連の「主催・共催」する事項
- (2) その他教育的・文化的諸機関の推薦および連盟・協会等事業で教育委員会が「主催・共催」する事項
- (3) 国・地方公共団体（県）の主催する事項
- (4) 学校代表として、島外で行われる諸行事等は、上記(1)から(3)以外への派遣は、原則として認めない
- (5) 引率教諭又は関係職員の推薦する生徒で、当該主催団体の要項規程に定める登録人員の範囲内とする。

(生徒派遣回数及び人数)

第8条 対外競技等への派遣回数及び人数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 派遣費補助は、前条の団体等が「主催・共催」する競技への参加のみに限り、原則として2大会とする。また、同じ大会期間中に複数回派遣される場合も派遣費を支給する。ただし、2大会を越えて派遣する場合、高体連、高文連等外部団体からの補助額を限度として支給する。
- (2) 派遣員数は、引率教諭又は関係職員の推薦する生徒で、当該主催団体の要項規程に定める登録人員の範囲内とする。但し、県高校総合体育大会・県新人体育大会・県高校総合文化祭またはそれに相当する大会に関しては、年に2回まで自己負担で登録人員を越えて派遣することができるものとする。

(生徒の出席取り扱い)

第9条 学校代表として派遣する生徒は出席取り扱いとする。

(生徒の派遣期間)

第10条 対外競技への生徒派遣期間は、その競技等の開催期間中、実際に本校の生徒が参加するに支障のない日数とする。ただ

し、不可抗力等やむを得ない事情により滞在を余儀なくされた場合は、その日数を加算するものとする。

(県外への派遣基準)

第11条 県外への派遣は、次の各号に掲げるとおりとし、派遣委員会に諮り、職員会議を経て学校長の承認を得なければならない。

- (1) 第7条第1項の各号に規定する主催・共催団体から「県代表」として推薦を受けた団体又は個人
 - (2) 第7条第1項の各号に規定する主催・共催団体から「九州地区代表」「全国代表」として推薦を受けた団体又は個人
- (生徒の派遣承認)

第12条 引率教諭又は関係職員は、生徒を対外競技等に出場させる場合は原則として、申込期限の5日前までに「生徒派遣承認願い」(別紙第2号様式)及び父母の「承諾書」(別紙第1号様式)並びに公文書の写しを添えて派遣委員会に諮り、職員会議を経て学校長の承認を得た上で派遣するものとする。

大会参加申込後に「生徒派遣承認願い」(別紙第2号様式)を派遣委員会に諮る場合は、大会出発の2週間以上前に諮ること(団体旅券キャンセル料発生の関係による)。

(県内・県外への派遣費の支出基準)

第13条 県内・県外への生徒派遣費の支出基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通費 ①航空運賃は、スカイメイト料金又は特別料金
②車賃は、バス料金・電車料金の実費額
- (2) 宿泊費 宿泊費(1泊2食付)は、指定がある場合は指定料金、その他場合は実費額を支給する。(最も経済的で条件のよい宿泊場とすること)
- (3) その他 主たる目的外の路程に係わる諸経費は、自己負担とする。

(その他の支出基準)

第14条 登録料及び参加料・雑費は、次の各号に掲げるとおり支出するものとする。

- (1) 登録料及び参加料は、第7条の主催・共催する団体等の要項により支給する。

(請求方法と概算払いの原則)

第15条 引率教諭又は関係職員は、生徒を対外競技に出場させる場合は、あらかじめ生徒派遣費の支出伺い書(様式第3号)に関係書類(生徒派遣承認願い・父母の承諾書・公文書・その他の参考資料)を添えて出発一週間前までに提出し、学校長の承認を得るものとする。なお、生徒派遣費は概算払いを原則とする。

(支給額)

第16条 予算の都合により、第13条の事項は当分の間適用しないものとし、次の各号に基づき派遣費を支給するものとする。

- (1) 県内の場合 ① 派遣額は、1人当たり9,000円を支給する。
② 派遣期間中、不可抗力等により滞在を余儀なくされた場合は、その都度派遣委員会に諮り、学校長の承認を得て支給額を決定するものとする。
 - (2) 県外の場合 県代表であるときは開催地を問わず、総経費の4.0割を補助支給とし、支給限度額を50,000円とする。但し、加盟または主催団体からの補助金がある場合は、総経費の4.0割を支給する。
 - (3) マネージャーの登録義務のない競技大会でも、マネージャー1名の派遣費補助を認める。
- ※ 1人当たりの総経費は、第13条に基づいて次のように算出するものとする。

$$\boxed{\text{交通費} + \text{宿泊費}(\text{宿泊料} \times \text{日数}) = 1 \text{人当たりの派遣費}}$$

(予算の適正執行)

第17条 対外競技等の引率教諭又は関係職員は、生徒派遣承認計画書及び予算執行伺い書作成について、生徒派遣費が父母の拠出によるものであることに鑑み、適正かつ合理的な運用に努めなければならない。

附 則

平成4年9月1日から施行

平成22年3月24日一部改正(生徒派遣費の1,000円値上げ)

平成22年4月23日一部改正(生徒派遣費対象)及び(生徒派遣回数及び人数)

平成24年3月26日一部改正(派遣費、生徒派遣資格、支給額)(平成24年度から適用)

平成26年5月15日一部改正(支給額、生徒派遣回数及び人数)(平成26年度から適用)

平成28年3月31日一部改正(8条1項)(平成28年度より適用)